

## 京都市告示第 173 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第3条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第3号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月17日

京都市長 門川大作

### 1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第5882号	平成 24.7.9	メートル 4.50	メートル 38.77	京都市中京区壬生神明町1番28, 25番1及び壬生経47号線における25番1地先	株式会社 アーバネックス 代表取締役 高橋 幸夫

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)